

# 手荷物一時預り約款 兼 手荷物一時預り証（正）

木津川市観光案内所

## 1. 預入できないもの

- ①現金その他、貴重品、有価証券類、パスポート、その他貴重品と判断したもの
- ②遺骨、位牌、美術品全般
- ③動物、植物、魚介類
- ④揮発性、または爆発物等の危険品及び化学薬品類等
- ⑤鉄砲、刀剣類及び犯罪の用に供される恐れのあるもの
- ⑥臭気を発するもの、腐敗、変質しやすいもの、不潔なもの
- ⑦法律で所持携帯を禁じられたもの
- ⑧その他保管に適さないと認められるもの



## 2. 預入料金

1日1個1回につき500円（縦+横+高さの合計が160cmまでで、重量25kg以下のものに限る）

## 3. 預入期間

午前10時から、当日17時まで

\*当日、預入期間を過ぎた場合、1回分の追加料金を加算します。以後同等。

## 4. 預入期間経過後の処理

預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から数えて7日保管します。

但し、この場合もこの約款の規定によります。

## 5. 預入できない物を預けた場合等の処理

預入期間中及び預入期間経過後の保管中において、その預入品が第1項（預入できないもの）に該当する疑いのあるときは、当方においてその実情に応じ、開披、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。

## 6. お引取りのない場合等の処理

7日を経過してもお引き取りのない預入品は、当方において所定の処分をし、その実費並びに所定の代金の支払いを求めます。

## 7. 事故による責任

次の各号の場合は、預入品の滅失、または毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。

- ① 1.（預入できないもの）に掲げる品への滅失、または毀損等の損害
- ② 天災事変等の不可抗力による場合
- ③ 司法権等の発動により関係官公署から、収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- ④ 第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
- ⑤ その他、当方の責めに帰さない場合

## 8. その他

期間経過の預入品のお引渡し場所及びお問合せ場所  
木津川市観光案内所 木津川市加茂町兔並東前田23-1

☎0774(39)8191

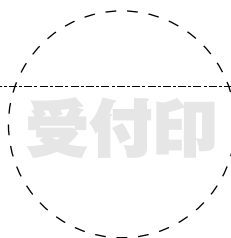
営業時間 10:00~17:00（水曜定休）

\*私は貴協会の手荷物一時預り約款を了解した上で手荷物を一時預けます。

署名 \_\_\_\_\_

## 手荷物一時預り証（副）

\*私は貴協会の手荷物一時預り約款を  
了解した上で手荷物を一時預けます。



署名 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_